

諮問第1223号  
平成27年6月18日

情報通信審議会  
会長 西田 厚聰 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方

諮問第 1 2 2 3 号

携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方

1 諮問理由

携帯電話は、音声通話を始め、電子メールの送受信、インターネット接続等の機能を有するため、国民生活になくってはならない情報通信端末として広く普及しており、平成 27 年 3 月末時点の契約数は 1 億 5 千万件超に達するとともに、年間 800 万件程度の増加基調を維持している。

これまでも、貴審議会における「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」(平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会答申)を受け、平成 25 年 11 月に PHS に割り当てていた 070 番号を携帯電話にも開放するなど、携帯電話番号の需要増に対応してきたところである。

しかしながら、平成 27 年 3 月末時点で、総務省が電気通信事業者に指定可能な 090 番号及び 080 番号は全て指定済みであり、070 番号についても 4,580 万番号を指定し、今後指定可能な番号数が 4,420 万番号という状態となり、引き続き、携帯電話の需要が増大し、現行の携帯電話番号の指定方法を維持した場合、平成 30 年頃には 070 番号が不足(枯渇)する可能性がある。

また、スマートメーター等の各種センサーを始め、カーナビゲーション等の車載端末を活用したテレマティクス、GPS 位置情報を利用した子供やお年寄りの見守りサービスなど、携帯電話のネットワークを利用した M2M (Machine to Machine: 人間を介在せずに機器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれの機器が作動するシステムをいう。)の進展がみられるようになり、携帯電話番号の更なる需要増につながると考えられる。

このため、携帯電話番号の有効利用を確保することに加え、携帯電話や M2M に関する需要の増加に適切に対応し、経済活性化や国民生活の向上を実現する観点から、現行の携帯電話番号とは別の M2M 専用番号の導入など、携帯電話に関する電話番号の拡大を検討するとともに、電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号)に規定する携帯電話番号の指定基準の見直しなど、携帯電話番号の更なる効率的な利用の在り方を検討する必要がある。

以上により、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方について諮問するものである。

- 2 答申を希望する事項  
携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方
- 3 答申を希望する時期  
平成 27 年 12 月目途
- 4 答申が得られた時の行政上の措置  
今後の情報通信行政の推進に資する。